

更新研修における介護支援専門員の実務経験として認められる範囲について

介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労し、かつサービス計画の作成を行っている（※1）ものであること。

- ①居宅介護支援事業所（※2）
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦介護予防支援事業所
- ⑧地域包括支援センター（※3）

※1 単に、要介護認定のための調査を行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。

※2 指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっているため、当該管理者については、実務経験として認められます。

※3 地域包括支援センターにおいて「介護支援専門員」として配置され、就労している場合は、実務経験として認められます。

なお、保健師または社会福祉士等として地域包括支援センターに配置され、就労している者のうち、現にサービス計画を作成、または作成した経験がある場合は、その介護サービス計画の作成について事業所から証明を受けることで、介護支援専門員の実務経験に相当するものとして認められます。